

2016年7月22日

障害のある学生の修学支援に関する検討会(第4回)

合理的配慮の 妥当性判断の考え方



信州大学
SHINSHU UNIVERSITY

高橋 知音

障害
学生支援

合理的
配慮

学生相談

健康相談

学修支援

就職支援 奨学金

学生生活支援

課外活動支援

教育的支援・
指導

大学はさまざまな学生支援サービスを提供している。それらは、支援対象、支援内容など、さまざまな観点から分類できる。

障害学生支援は障害のある学生を対象とした支援の総称。合理的配慮はそこで提供される支援の一つ。

また、それらはすべて広い意味での教育的支援、指導の一部とかがえることもできる。

学生支援と合理的配慮

学生
意思の表明

合理的
配慮

心理・医療
機能障害の
評価

教育
授業の本質
教育方法

法律・規定
ルール
考え方

合理的配慮の決定にあたっては、
四つの要素がかかわっている。①
配慮を求める意思を表明している
学生、②変更できない教育の本質
と、変更すべき社会的障壁が併存
する教育場面、③心理学や医学に
よって定義づけられる機能障害、
④合理的配慮を決定する枠組みと
なる法律や規定

合理的配慮の判断に関わる要素

- 学生

- 意思の表明がある

- 求めている配慮は教育に付随するものであるか

- 機能障害がある

- 根拠はあるか

- 求めている配慮と機能障害に関連はあるか

- (医学、心理学による判断)

合理的配慮の判断に関わる要素

- 教育

- 教育(学位授与、単位認定)の目的、内容、機能は何か
- それを達成するための方法はどうか
- その方法が社会的障壁となっているか
- 目的、内容、機能の本質を変えずに障壁の除去が可能か

- 法律・規定

- 過重な負担にならないか
- 障がい者、第三者の権利利益を侵害していないか


合理的配慮の判断に 関する課題

合理的配慮の判断に関する課題

教育的、医学的、心理学的観点を中心に

- 意思の表明への支援
- 対象となる機能障害の判断
- 配慮の妥当性の評価
- 教育の目的・内容・機能の明確化
- 学外実習における合理的配慮
- (過重な負担の判断)

意思の表明

- 明らかに困っている学生に「だいじょうぶか」と声をかける**教育的支援**
- 機能障害により意思の表明が困難になっている場合

- 自立に向けて配慮要請できる力を育てる
 - 学生が、自身の権利、制度を知る
 - 支援者にカウンセリング等の専門スキルが必要な場合も

対象となる機能障害の判断

- 機能障害の定義は？
 - 多数派向けにデザインされたやり方が障壁となり、参加への制限を生むような状態
 - → 機能障害と「やり方」の間に関連がある
 - → その状態にある人は少数である
 - → その状態が長期的に続く(障害者権利条約)

対象となる機能障害の判断

- 要望：試験時間の延長
- 対象となる機能障害は何か？
 - 試験の形態によって異なる
- 試験に含まれる要素
 - 測定しようとしている能力は何か？
 - その能力を評価者に伝えるために求められる技能
 - 文章をスムーズに読む技能
 - 手書きで文字を書く技能
 - 書字、読字の流暢性と正確性

ADHDの診断に必要な検査の例 (米国ETSウェブサイトより)

- 臨床的面接
- 評定尺度
- 行動観察
- 神経心理学的検査
- 心理教育的検査
- 知能検査
- 注意、記憶、学習能力の検査
- 実行機能
- 標準学力検査
- 医学的評価(他の疾患についての)

対象となる機能障害の判断

- 症状妥当性 (Symptom validity)、成績妥当性 (Performance validity) の問題
 - LDやADHDの診断があれば配慮が受けられる
 - ↓
 - 質問紙に意図的に症状があるように回答
 - 意図的に検査結果が低くなるようにする
 - ↓
 - 検査結果の妥当性を評価する検査も開発されている

対象となる機能障害の判断

- 根拠資料として何が必要か？
- 合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料(障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等)の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。
 - 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)

配慮の妥当性の評価

- 要望：試験時間の延長
- どの程度の延長が妥当か
 - 機能障害と試験の形態の相互作用
 - 一般的な延長判断の妥当性の根拠の例
 - 読み障害の青年において、一般的な大学生の1.5～2倍の時間(立脇, 2016)
 - 個別ケースにおける延長判断の妥当性の根拠の例
 - 四肢完全麻痺の受験生、数学の試験で対照群に比べ、3.2倍の筆記時間(近藤, 2016)

高橋知音, 佐藤克敏, 立脇洋介, 近藤武夫, 南風原朝和(2016). 障害のあるテスト受験者への合理的配慮とエビデンス 教育心理学年報, 55, 304-312.

教育の目的・内容・機能の明確化

- 入試で求められているもの
 - アドミッションポリシー
- 卒業(学位授与)に必要なもの
 - ディプロマポリシー
- 各授業における単位認定の条件
 - シラバス

これらを明確化、具体化することが、「本質的な変更」か否かの判断のよりどころとなる

教育の目的・内容・機能の明確化

- 海外の例
- オーストラリアの大学における固有の必要条件 (inherent requirement)
 - 佐々木銀河他 (2016). オーストラリアの大学における教育及び研究の本質に関する規定調査 全国高等教育障害学生支援協議会第2回大会論文集, 79-80.
- Competence standard

学外実習における合理的配慮

- 障害のある学生が資格の取得やインターンシップ等のため、学外の諸機関での実習を希望する場合、可能な限り機会を確保するよう努める。
- これらの実施に当たっては、実習先機関の利用者への影響を考慮しつつ、実習の教育目標を達成するための合理的配慮が提供されるよう、大学等は実習先機関と密接に情報交換を行うことが重要である。

（「第一次まとめ」より）

学外実習における合理的配慮

- 実習授業の目的・内容・機能の本質的変更をせずに、過重な負担とならない形で、第三者の権利利益を損なわないような実習が可能か？
- 実習の内容・実施体制、障害の程度を考慮

合理的配慮の妥当性判断のための 体制整備

- 根拠資料が得られやすい環境を整える
 - 高大連携
 - 成人期の発達障害の診断が受けられる医療機関の情報
 - 機能障害に関する検査、それを実施可能なスタッフを配置した拠点大学が、近隣の高等教育機関の学生の検査も実施
- 妥当性判断のための助言者
 - 合理的配慮に関する知識を持ち、検査結果も読める医師や心理士が助言者となる(拠点校、大学外の専門機関)

合理的配慮
(障害学生支援)

教育的配慮・
指導(教育)

専門的相談
(医療・心理)

環境整備

障害のある学生を支える体制を充実させるためには、合理的配慮の提供だけでなく、すべての教職員による教育的配慮や指導、医師やカウンセラーによる相談、そして、配慮の必要性自体を減らすための環境整備が必要となる。